

# 令和3年度 大町市予算編成方針

## 1. 日本経済の状況及び国の動向

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでに経験したことのない、雇用・所得環境の悪化や個人消費の減少とともに、輸出やインバウンド需要の落ち込みなどにより、令和2年4月から6月期の実質GDP（国内総生産）はリーマンショック直後の落ち込みを大幅に超える戦後最大のマイナス成長となるなど、正に国難とも言うべき局面に直面している。

この局面に際し、国は、第1次補正予算及び第2次補正予算を編成し、感染症拡大防止と雇用の維持、経済活動の回復への対応に当たっており、9月の月例経済報告では、各種政策の効果もあって、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられるとし、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策と経済活動を両立し、雇用の確保、事業の継続を通じて国民生活を守り抜くとしている。

こうした中、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」、いわゆる「骨太の方針」は、引き続き、経済成長と財政健全化の達成の両立を基本方針としつつ、「新たな生活様式」の構築による「質」の高い経済社会の実現を目指すものとしている。一方、地方一般財源総額の確保に関する言及がなく、また、記載のないものは前年通りとする異例の扱いとなった。また、令和3年度国家予算の概算要求については、要求期限が1か月遅れになるなど、施策や方針が不透明で、現時点においても確定情報が少ない状況にある。

コロナ禍を受けてのこうした状況を、国及び県の予算編成の動向を注視しながら、的確に市の予算編成に反映していく必要がある。

## 2. 当市の財政状況

令和元年度普通会計決算から見る当市の財政状況は、実質公債費比率、将来負担比率ともに数値が改善し、実質赤字及び連結実質赤字比率とも数値無しと、市全体での財政の健全化は図られていると言える。一方で財政の弾力性を表す経常収支比率は91.2と硬直化が進んでいると言える。

本年度の市税等については、コロナ禍の影響により、当初予算から大きく減収となる見込みであり、新年度においては更に影響を受けることが予想される。

本来、税収等の減少にあっては、地方交付税等により補填されるところであるが、交付税法定率分の原資となる国の税収が減少するため、総務省においても出口ベースで2.4%、4千億円程度の減額を見込んでおり、一般財源の不足は避けられない状況にある。

歳出では消費増税による影響、社会保障関係経費や施設老朽化に伴う維持補

修経費の増加等、義務的・経常的経費の増加が見込まれ、政策的経費が圧迫されることが想定される。

こうした状況下で健全財政を堅持するためには、建設事業や維持補修を単独事業としてこれまでどおり継続することは困難であるとともに、経常経費の削減も必要となることが見込まれる。

### 3. 予算編成の基本方針

今般のコロナ禍は、これまでの公共サービスの在り様を見直す転機となる。

既存事業における感染症拡大防止の対策を踏まえることはもちろんのこと、新しい生活様式や働き方改革など、社会変容及び価値観の変化等を踏まえ、全ての事務事業に抜本的な見直しを加え、市民の声を的確に捉え、ポストコロナを見据えた適切な事業内容へと転換を図る必要がある。

また、新年度は、第5次総合計画の前期基本計画の最終年度となることから、市の将来像実現に向けた、目に見える成果が求められることとなるため、予算編成においては、厳しい財政状況を共通の認識とし、成果の効果検証を徹底し、その改善点を含め、更にスピードを上げて施策展開できるよう、市民要望の反映状況や満足度向上への寄与度を踏まえ、施策の重点化、集約化を図るとともに、各種計画等との整合性や、国県、他の自治体の動向などを十分に把握することが重要となる。

職員一人ひとりが、地方自治法の本旨に則り「最少の経費で最大の効果を上げる」ため、効率的かつ効果的な財源の配分を行い、「選択と集中」を徹底し、メリハリのある事業予算を編成する。

- ① 一般財源が大幅に不足する見込みであるため、経常経費のみならず、全ての事業において事業量、対象範囲、実施方法、実施時期等の再確認を行い、所要額の縮減に努めること。

また、特定財源が期待できない事業の見直し、縮小・廃止に努めること。

- ② 行政評価、事務事業評価の結果による今後の方向性について、拡大、やり方改善等、対外的にも明確な判断を行うこと。そのうえで、各事業の目的や位置付け、早期に結実させるためのプロセスを再度精査し、必要性に応じて施策を柔軟に組み変えること。また、市長公約の実現、再生プランに基づく新型コロナウイルス感染症への対応など、喫緊の課題に対応する事業を優先的に推進し、実施計画に沿った要求とすること。

- ③ 歳入では受益者負担の見直しを着実に進めるとともに、債権管理条例等に基づく滞納整理による公平性の確保を念頭に置き、市有財産の有効活用に努めること。歳入確保の意識を徹底し、売却可能資産の選別、広告料収入、寄附などの自主財源確保に向け、新たな方策を含め、積極的に検討を行うこと。

- ④ 新規事業の実施や既存事業の充実など人員増や歳出増を伴う場合は、将来的な負担や事業の実施態勢を考慮し、類似事業の廃止・縮小、経費の節減や新たな財源の確保により対応すること。また、部課単位で一般財源を縮減する意識を持つこと。

安易な個人の業務負担軽減や、特定少人数のための事業と捉えられかねない事業については原則廃止すること。

- ⑤ 税収の減は新年度のみの影響にあらず、回復までに数年かかることが予想される。持続可能なまちづくりにあっては、中長期的な視野に立ち、他施策との関連、重複度合いを調査・検討し、積極的な見直しにより財源を捻出していく必要がある。新しい生活様式に向けた取り組みには、時代に即さなくなった施策・事業の選別も併せて行うこと。

また、感染症の状況を見ながら開催等を検討する事業については、補正予算での計上を行うなどの工夫をすること。

- ⑥ 特別会計においては、一般会計からの繰入金の抑制・縮減を念頭に置き、さらなる経営改善に取り組むとともに、利用料負担と税負担の意識を高く持ち、詳細な資料を提出すること。

#### 4. 具体的要求基準

別紙、「令和3年度予算編成要領」に基づいて予算要求入力し、入力できない詳細等については、別資料を提出すること。

#### 5. 予算編成スケジュール

予算編成研修	10月29日（動画配信開始）
予算要求書提出期限	11月13日
	（期限厳守。期限後要求、仮要求はルールと別枠査定とする）
各課ヒアリング（担当）	11月下旬～12月上旬
総務部査定	12月中旬（課長に内容を伺う場合があります。）
理事者査定	1月上旬～1月中旬（査定経過の公表）
最終査定	1月下旬
予算書印刷	2月上旬
予算案公表	2月中旬
予算案審議	市議会3月定例会